議題　2-6　社会福祉法人　桂香福祉会財務諸表に対する注記（2024年度）

1.重要な会計方針

(1)有価証券の評価基準及び評価方法（現時点で該当資産なし）

(2)固定資産の減価償却の方法

・建物、構築物、器具及び備品、権利（非減価償却資産を除く）・定額法によっている。

(3)引当金の計上基準

・退職給付引当金　職員の退職給付に備えるため、退職金制度による金額を、退職給付債務として計上している。

・賞与引当金

職員の賞与の支給に備えるため、翌年度の支給見込額のうち当年度の負担に属する金額を計上している。

2.重要な会計方針の変更　　該当なし

3.法人で採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構社会福祉施設職員等退職手当共済制度(掛け捨て＝引当金計上なし)・広島県民間社会福祉事業従事者互助会(法人の負担金合計額=引当金・三原商工会議所特定退職金共済制度（利息分を含む合計額＝引当金）に加入している。

4.法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

(1)法人全体の財務諸表

(2)事業区分別内訳表

当法人では、社会福祉事業のみを実施しているため作成していない。

(3)社会福祉事業における拠点区分別内訳表

(4)公益事業における拠点区分別内訳表

当法人では、公益事業を実施していないため作成していない。

(5)収益事業における拠点区分別内訳表

当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。

(6)サービス区分の内容

ア　認定けいこうこども園-（社会福祉事業）

5.基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下の通りである。（減価償却額）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末累計額
南北園舎	49,605,191	0	3,552,734	46,052,457
定期預金	250,000	0	0	250,000
合計	49,855,191	0	3,552,734	**46,302,457**

6.会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金取崩し

該当なし

7.担保に供している資産

該当なし

8.固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

（単位：円）

区別	固定資産の取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	123,293,000	77,240,543	46,052,457
構築物	22,723,024	19,767,050	2,955,974
機会及び装置	4,805,232	3,113,019	1,692,213
器具及び備品	24,721,968	23,132,826	1,589,142
車両運搬器具	342,000	48,233	293,767
合計	175,885,224	123,301,671	**52,583,553**

9.債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は、以下の通りである。

（単位：円）

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	2,042,140	0	2,042,140
未収補助金	2,537,600	0	2,537,600
合計	4,579,740	0	**4,579,740**

10.満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11.関連当事者との取引の内容

該当なし

12.重要な偶発債務

該当なし

13.重要な後発事象

該当なし

14.その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(１)適用する会計基準

現行の社会福祉法人会計基準により会計処理及び財務諸表その他の関係書類の作成を行っている。